

## 第71号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部改正に伴い、利子所得及び配当所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第40条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第40条の2第1項」を「附則第40条の3第1項」に改め、同項第2号中「，附則第14条第1項，附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項」を「並びに附則第14条第1項，第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項」に、「附則第40条の2第1項」を「附則第40条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第40条の2第1項」を「附則第40条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第40条の2第1項」を「附則第40条の3第1項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第40条の2第3項」を「附則第40条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「，附則第14条第1項，附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項」を「並びに附則第14条第1項，第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項」に、「附則第40条の2第3項」を「附則第40条の3第3項後段」に改め、「，第26条の3第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第40条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第40条の2第3項」を「附則第40条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第40条の2第3項」を「附則第40条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第40条の2第3項」を「附則第40条の3第3項前段」に改め、同条を附則第40条の3とし、附則第40条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第40条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等,外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については,第19条及び第22条の規定にかかわらず,他の所得と区分し,その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し,特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には,その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には,次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については,同条中「総所得金額」とあるのは,「総所得金額,附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第25条から第26条の2まで,第26条の3第1項並びに附則第14条第1項,第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項の規定の適用については,第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第26条第1項前段,第26条の2,第26条の3第1項並びに附則第14条第1項,第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については,同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と,「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額,同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項に

において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額とする。

(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第40条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

- (2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例附則第40条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例

適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部改正に伴い、利子所得及び配当所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 所得割の納税義務者が支払を受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等（※）については、他の所得と区分した申告分離課税とし、その前年中の額に対し、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課すこととする。（特例適用配当等については、総合課税との選択制とする。）

（附則第40条の2関係）

※ 特例適用利子等及び特例適用配当等とは、日本と台湾で国内法上の課税の取扱いが異なる組織体で台湾に所在するものを通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等をいう。

- (2) その他所要の規定の整備

#### 3 施行期日等

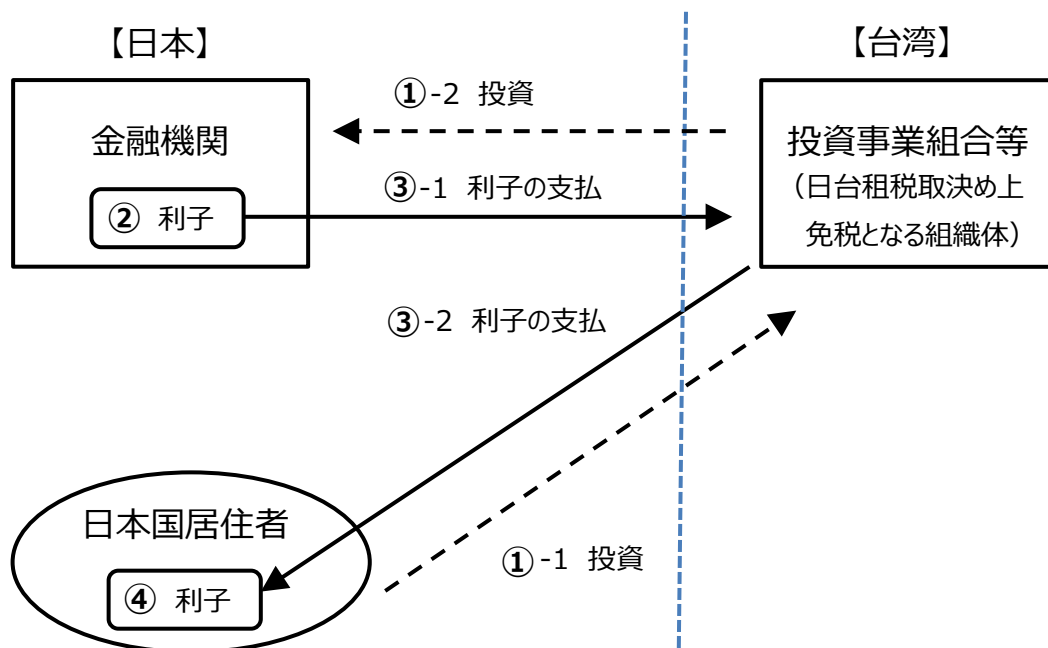
- (1) 平成29年1月1日
- (2) 改正後の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

## 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について

### 法改正の背景

日本と台湾は正式な外交関係がなく、租税条約を締結することができない。そこで、租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために「日台租税取決め」が作成され、平成 27 年 11 月 26 日に署名された。この取決めの内容を日本国内で実施するために国内法整備を行うこととし、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」（改正後は「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」）の一部が改正された。

### （例）日本国居住者が日台租税取決め上免税となる台湾所在の投資事業組合等を通じて利子所得を得た場合



- ①-1, ①-2 投資が行われる。
- ② 日本の金融機関で利子が発生する。
- ③-1 投資事業組合等（日台租税取決め上免税となる組織体）に対する利子の支払に対して特別徴収が行われなくなる。
- ③-2 投資事業組合等から日本国居住者が利子の支払を受ける。
- ④ 投資事業組合等を通じて利子の支払を受けることにより特別徴収が行われない個人市民税について、当該日本国居住者に申告義務を課し、個人市民税の所得割を課す。



芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第40条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)</u></p> <p><u>第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p>	<p>附 則</p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長</u></p>	

改正案	現 行
<p>が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第40条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第3項後段</p>	

改正案	現 行
<p><u>に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第40条の3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第40条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項<u>並びに附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第40条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第40条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>

改正案	現 行
<p>び<u>附則第40条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに<u>附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第40条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第40条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は</p>	<p>び<u>附則第40条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第40条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u> _____<u>第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第40条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は</p>

改正案	現 行
<p>適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び 第22条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u>（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率</u>）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第40条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに<u>附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u> の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに<u>附則第14条第1項、第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と_____</p>	<p>適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第19条及び第22条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法_____第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u>（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法_____第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率</u>）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第40条の2第3項_____に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第40条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第40条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、<u>第26条の3第1項中「第1</u></p>

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">_____する。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第40条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係</p>	<p style="text-align: center;">9条第4項」とあるのは「附則第40条の2第4項」とする。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法_____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得_____の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第40条の2第3項_____に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係</p>



改正案	現 行
<p>る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第19条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第19条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>